

第72期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏
4階 クレストルーム

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (提供書面)	3
事業報告	8
連結計算書類	23
計算書類	32
監査報告	38

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

株主の皆様への感染リスクを避けるため、できる限り事前の書面（郵送）による議決権行使をご利用くださるようお願い申し上げます。

議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで
また、その他の感染防止対応については本招集ご通知P1をご覧ください。

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、できる限り書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	千葉県柏市末広町14-1 ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役2名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.toin.co.jp>)**【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】**

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日現在における感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主様の安全を第一に考え、本総会会場内においては、スタッフのマスク着用、消毒液の設置、その他の感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けして入場のご遠慮または途中退場をお願いすることもございますので、予めご了承ください。本株主総会の運営に関するご案内は、随時、上記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

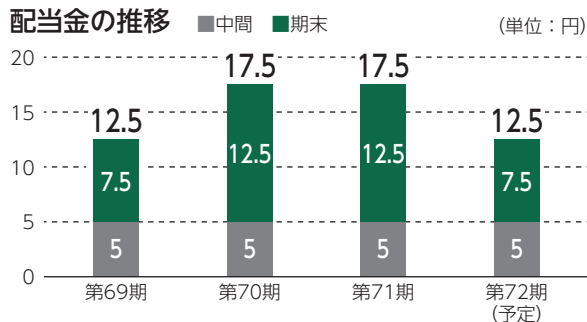
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開及び財務の健全性に鑑み、株主の皆様への安定配当方針の見地から、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金**7円50銭**といたしたいと存じます。
この場合の期末配当の総額は、**37,749,353円**となります。
なお、年間配当は中間配当金5円とあわせて当社普通株式1株につき金**12円50銭**となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月29日といたしたいと存じます。

<ご参考>



配当方針

当社は、株主の皆様への利益配分につきましては、経営の重要課題の一つと認識しており、業績、将来の事業展開及び財務の健全性等を総合的に勘案しつつ、安定的な利益還元を基本方針としております。

第2号議案

取締役2名選任の件

経営体制の充実強化を図るため取締役を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	高橋 太	常務執行役員 営業副統括 (兼) 営業本部長	新任
2	田島 誠 二	常務執行役員 技術本部長 (兼) TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表	新任

候補者番号

1

た か は し
高橋

ふ と し
太 (1962年7月15日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一/一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年4月 凸版印刷㈱入社
2019年4月 当社社長付常務執行役員
2019年4月 当社常務執行役員営業開発本部長
2020年1月 当社常務執行役員営業副統括兼営業本部長
(現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

高橋太氏は、長年にわたり包装資材業界に身をおき、特にパッケージ分野において豊富な経験と知識を有し、組織運営の実績も十分に有しております。そこで、それらの経験、知識、経営手腕を、今後の当社の特に販売面における成長戦略の推進や経営管理の強化等に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

た し ま
田島

せ い じ
誠二 (1959年4月2日生)

所有する当社の株式数…………… 8,300株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一/一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年4月 当社入社
2003年2月 当社生産設計部長
2007年2月 当社営業設計部長
2013年2月 TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表
2017年6月 当社執行役員TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表
2019年6月 当社常務執行役員TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表
2020年1月 当社常務執行役員技術本部長兼 TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表 (現任)

【重要な兼職の状況】

TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表

取締役候補者とした理由

田島誠二氏は、当社入社以来、技術及び設計部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な経験と知識を有しております。また、海外子会社の代表者を設立時から務め、様々な課題を解決しつつ、経営を軌道に乗せてまいりました。技術面の豊富な知識と子会社経営の経験を当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 高橋太氏及び田島誠二氏は、新任の取締役候補であります。
2. 取締役候補者の田島誠二氏が代表者を兼務する当社子会社の TOIN VIETNAM CO., LTD.は、当社との間で営業上の取引を行っております。なお、高橋太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役友原征夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

はら 原 かず 一夫 お (1949年4月14日生)	所有する当社の株式数…………… 一株 在任年数…………… 一年 取締役会出席状況…………… 一/一回
---	--

【略歴、当社における地位】

新任	2008年7月 熊本国税局長
社外	2009年9月 税理士事務所開業
独立	2015年6月 科研製薬株式会社社外監査役 現在に至る

【重要な兼職の状況】

原一夫税理士事務所
 科研製薬株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

原一夫氏は、税理士として税務・会計に関する高度な知見と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものです。

- (注) 1. 原一夫氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 原一夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、原一夫氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 原一夫氏は、社外監査役候補者であります。
5. 原一夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、税理士として税務・会計に関する高度な知見と実務経験を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 原一夫氏は、東京証券取引所に基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案**退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役友原征夫氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。贈呈については、当社所定の基準に従うこととし、その具体的な金額、時期、方法等は、監査役の協議にご一願いたいと存じます。退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
友 原 征 夫	2008年 6 月 当社監査役（社外） 現在に至る

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化による世界経済の減速などにより特に機械関連輸出が悪化したことや中国経済の減速・日韓関係の悪化などによる訪日外客数減少に伴うインバウンド消費の下振れなど力強さに欠ける状況で推移いたしました。また、2月以降に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により国内外の経済をさらに下押しする状況で推移いたしました。

包装資材業界においては、人手不足を背景に国内の雇用・所得環境は堅調に推移してまいりましたが、個人消費は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動、天候不順などの影響によりやや低調に推移したことに加え、インバウンド消費の下振れなどで停滞気味に推移いたしました。さらに、第4四半期に入り新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大のためインバウンド消費が消失したことなどによりさらに悪化いたしました。

当社グループは、このような状況のもと、包装資材事業においては、新規取引先開拓や既存客先からの受注拡大に向け、引き続き当社加飾技術等のアピールや企画提案型の営業活動を継続的かつ、きめ細かく実施いたしました。その結果、国内の売上高は、日用品分野は前年比で増収となりましたが、インバウンド消費が大きく下振れしたことや天候不順が続いたことなどで化粧品分野及び食品分野が低調に推移いたしました。ベトナム現地法人 (TOIN VIETNAM CO., LTD.) の売上は大幅な増収となりましたが、グループ全体の売上高は10,592百万円 (前期比3.5%減) となりました。

精密塗工事業は、積極的な営業活動を展開いたしました。米中貿易摩擦の影響などにより、電子部材の受注が不調となったことに加え、他分野からの受注も伸ばせなかったことなどで、売上高は、683百万円 (前期比13.6%減) となりました。

その他事業は、受託包装において、化粧品分野で定期的な受注品を確保した一方で企画品の受注や食品分野の定期品の受注が減少したことなどで、売上高は544百万円 (前期比11.1%減) となりました。

この結果、当連結会計年度の全体の売上高は11,819百万円 (前期比4.5%減) となりました。

利益面については、包装資材事業は、高効率機械の稼働の安定化、生産計画の精度向上、更なる品質保証体制の徹底などの諸施策を推進してまいりました。また、ベトナム現地法人 (TOIN VIETNAM CO., LTD.) においても、生産体制の整備が進展し、生産性・採算性を向上させたため大幅な増益となりました。しかしながら、国内において、受注が低迷したことに加え原材料・副資材・人件費などの各種製造コストや物流コストの上昇を十分に吸収しきれなかったことなどにより減益となりました。

精密塗工事業は、売上高の減少により減益となりました。その他事業は、受託包装において、柔軟性のある生産体制の編成などにより採算性を向上させましたが、売上高が減少したことなどでわずかに減益となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は23百万円（前期比92.9%減）、経常利益は11百万円（前期比96.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上などにより75百万円（前期比71.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、918百万円であります。その主な内訳は、当社包装資材事業の生産効率の改善、品質保証、原価低減等を目的とした設備投資827百万円であります。これらに要した資金は、自己資金、借入金でまかないました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しについては、わが国経済は、依然として米中貿易摩擦や地政学リスク等が存在することに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による輸出企業の業績悪化の広がりや個人消費の大幅な下振れなどにより景気は大きく後退すると予想されます。

包装資材事業をめぐる情勢については、少子高齢化の進行による将来不安に加え、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、幅広い業種で休業が本格化することや外出自粛要請の強まりなどから個人消費は大幅に下振れすることが予想され、また、収束の目途が立たないことから長期的な低迷が予想されるなど非常に厳しい事業環境が継続すると思われれます。

このような状況のもと、当社グループは、お客様に当社製品を安定的に供給すべく、その最優先課題として従業員及びその家族の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むとともに、業容の維持・拡大を目指し、新規分野の開拓、差別化された商品・技術の開発などで競争優位性の確保・拡大に注力してまいります。また、引き続き、営業・生産・管理それぞれの組織の目的達成を重視する体制整備の強化と次世代を担う幹部・管理職・従業員育成のための取り組みをさらに強化・充実させてまいります。

包装資材事業については、まず営業面で、引き続き当社加飾技術のアピールや企画提案型の営業活動を継続的かつ、きめ細かに実施し、化粧品分野及び医薬品分野のさらなる受注拡大、食品分野及び日用品分野の既存客先からの受注拡大と新規客先の開拓、ラベル部門での新規分野・新規客先及び販売チャネルの開拓に積極的に取り組むとともに、採算性を一層重視した受注活動に注力してまいります。また、ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）及びタイ現地法人（TOIN (THAILAND) CO., LTD.）は既存客先からの増注を図るとともに、東南アジア全域の日系企業、外資系企業ならびにベトナム及びタイ国内のローカル大手企業のさらなる開拓、増注を図ってまいります。

生産面においては、高効率機械の安定稼働、省人化・省力化の推進、柏第三工場拡張工事等による内作生産能力の増強、効率的な生産体制の構築、品質管理・予防保全策の再徹底、特殊な加工技法を用いた製品の生産体制の拡充、外部協力会社のネットワーク拡大等を推進するとともに、ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）は、品質保証体制の再構築・新技能の習得・材料調達ルートの確立のための諸施策の実行と内部管理体制の一層の改善・強化を図り、収益基盤の安定化に努めてまいります。

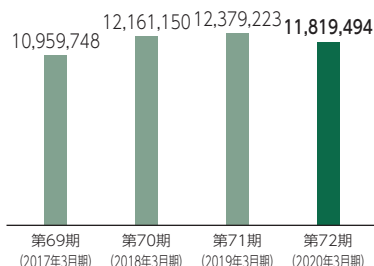
精密塗工事業については、新たな商品開発での事業範囲の拡大を推進することなどで新規分野・新規客先の需要先の開拓を推進するとともに、生産面では、生産体制の整備を図り、引き続き高品質な商品提供ときめ細かなサポートにより売上の拡大・安定と収益性の向上による事業の安定化を目指してまいります。

その他事業については、デザインからアッセンブルまでの一貫性をセールスポイントに、医薬部外品・化粧品・食品製造の許認可を活用しつつ、定期的な商品の受注拡大に注力するとともに、生産面では、フレキシブルな生産体制の編成、省人化・省力化・機械化の推進、外注網の整備等で生産力の向上を図るとともに品質保証体制を一層強化し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

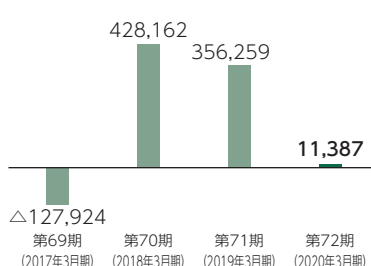
(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

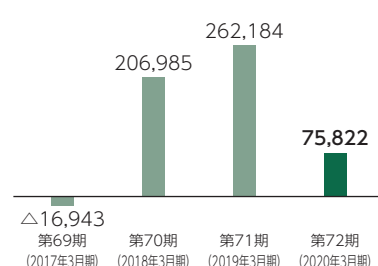
売上高 (単位：千円)



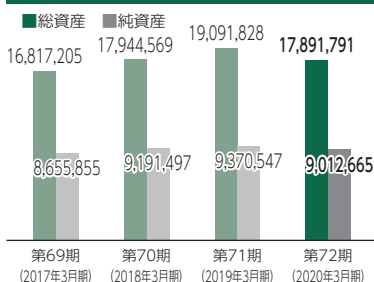
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



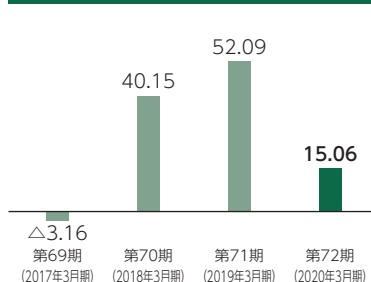
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：千円)



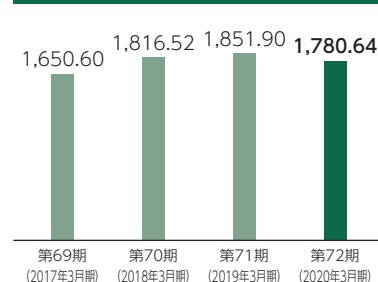
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



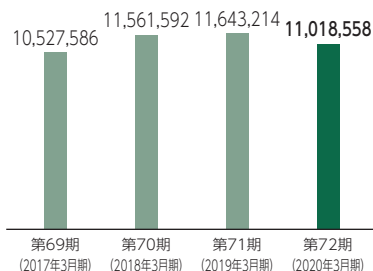
1株当たり純資産額 (単位：円)



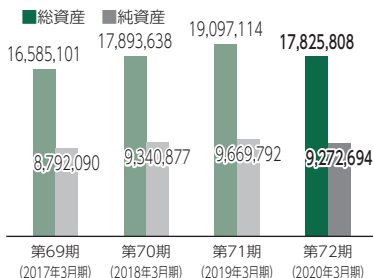
	第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (当連結会計年度 2020年3月期)
売上高 (千円)	10,959,748	12,161,150	12,379,223	11,819,494
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△104,290	406,250	332,310	23,727
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△127,924	428,162	356,259	11,387
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△16,943	206,985	262,184	75,822
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3.16	40.15	52.09	15.06
総資産 (千円)	16,817,205	17,944,569	19,091,828	17,891,791
純資産 (千円)	8,655,855	9,191,497	9,370,547	9,012,665
1株当たり純資産額 (円)	1,650.60	1,816.52	1,851.90	1,780.64

② 当社の財産及び損益の状況

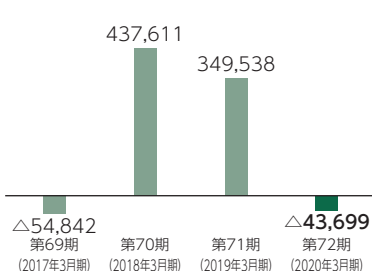
売上高 (単位：千円)



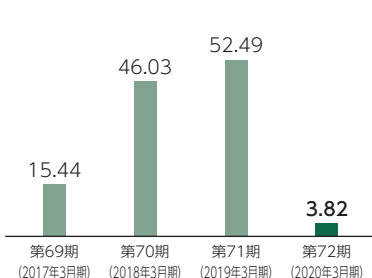
総資産/純資産 (単位：千円)



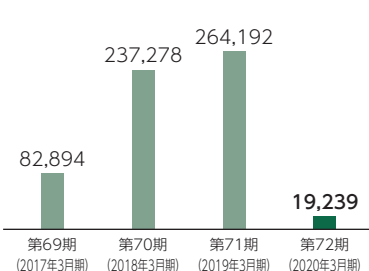
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



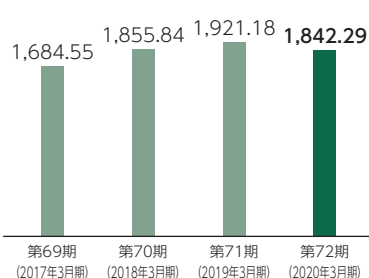
1株当たり当期純利益 (単位：円)



当期純利益 (単位：千円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高	(千円)	10,527,586	11,561,592	11,643,214	11,018,558
営業利益又は営業損失(△)	(千円)	△51,844	430,783	327,692	△55,362
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△54,842	437,611	349,538	△43,699
当期純利益	(千円)	82,894	237,278	264,192	19,239
1株当たり当期純利益	(円)	15.44	46.03	52.49	3.82
総資産	(千円)	16,585,101	17,893,638	19,097,114	17,825,808
純資産	(千円)	8,792,090	9,340,877	9,669,792	9,272,694
1株当たり純資産額	(円)	1,684.55	1,855.84	1,921.18	1,842.29

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権等の所有割合	事業内容
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	12,500千バーツ	80%	包装資材等の輸出入及び販売
TOIN VIETNAM CO., LTD.	236,030百万ドン	100%	包装資材等の製造及び販売

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 包装資材事業 紙器、樹脂パッケージ、ラベル、説明書等の製造販売
- ② 精密塗工事業 電子部材・記録媒体・建材等の精密塗工製品の製造受託
- ③ その他事業 食品・化粧品・医薬部外品等の加工・セットの受託、販促品等の商品販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
東京本社	東京都江東区亀戸一丁目4番2号
大阪営業所	大阪府大阪市北区堂島二丁目1番27号
柏工場	千葉県柏市新十倉二16番地1
野田事業所	千葉県野田市中里231番地5

② 子会社

名称	所在地
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
TOIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

	使用人数	前連結会計年度末比増減
包装資材事業	476名	29名増加
精密塗工事業	38名	—
その他事業	8名	—
全社（共通）	106名	—
合計	628名	29名増加

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	21名増加	40.1歳	14.8年

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	1,939,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	21,850,000株
(2) 発行済株式の総数	6,377,500株 (自己株式 1,344,253株)
(3) 株主数	938名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
山科 統	1,010,417株	20.07%
トーイン共栄会	979,600	19.46
(株)みずほ銀行	251,600	5.00
東洋インキ S Cホールディングス(株)	187,000	3.72
(株)バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
三井住友信託銀行(株)	170,000	3.38
トーイン従業員持株会	147,413	2.93
山科実桜	127,000	2.52
山科進太郎	127,000	2.52
(株)小森コーポレーション	99,800	1.98

- (注) 1. 自己株式 (1,344,253株) は、上記大株主より除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	春 公明	CEO (兼) COO
取締役	橋本善行	副社長執行役員 海外統括 (兼) 社長補佐 (兼) パッケージ事業戦略推進統括 TOIN (THAILAND) CO., LTD.代表取締役会長 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	市倉由幸	専務執行役員 営業統括 (兼) 営業本部長
取締役	坂戸正朗	専務執行役員 経営企画統括 TOIN (THAILAND) CO., LTD.取締役 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	森 雄吾	常務執行役員 生産統括 (兼) 柏工場長
取締役	甫坂 健	常務執行役員 設計本部長
取締役	平田英敏	—
常勤監査役	埴淵正伯	TOIN VIETNAM CO., LTD.監査役
監査役	友原征夫	友原征夫税理士事務所 税理士
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役
監査役	平澤勝敏	—

(注) 1. 2020年1月1日付で、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

	旧	新
坂戸正朗	常務執行役員 経営企画統括	専務執行役員 経営企画統括
森 雄吾	常務執行役員 生産管理本部長	常務執行役員 生産統括 (兼) 柏工場長
甫坂 健	専務執行役員 生産統括 (兼) 技術本部長 (兼) 柏工場長	常務執行役員 設計本部長

- 取締役平田英敏氏は、社外取締役であります。
- 監査役友原征夫氏及び山本昌平氏は、社外監査役であります。
- 常勤監査役埴淵正伯氏は、長年当社の経理部門等の責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役友原征夫氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役平澤勝敏氏は、長年他の上場企業の経理部門責任者及び監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社は、社外取締役平田英敏氏、社外監査役友原征夫氏及び山本昌平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	138,534千円
監査役	4名	21,955千円
合計 (うち社外役員)	11名 (3名)	160,489千円 (13,773千円)

- (注) 1. 1989年6月28日開催の第41期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額20,539千円（取締役7名に対し19,089千円、監査役4名に対し1,450千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	平田英敏	—	—
監査役	友原征夫	友原征夫税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役	丸の内中央法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。また、同事務所以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 平田英敏	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じて、主に大手企業での経営、監督の経験及び知見から発言を行っております。
監査役 友原征夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回及び監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての経験及び知見から発言を行っております。
監査役 山本昌平	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回及び監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験及び知見から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 13,200千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,200千円 |

(注) 1. 当社の重要な子会社であるTOIN (THAILAND) CO., LTD.及びTOIN VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会社が会計監査人との監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の報酬等の額、その他契約内容が適切であるか検証いたしました結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款等を遵守し、経営理念・健全な社会規範の下にその職務を誠実に遂行するため、コンプライアンスに関する基本方針及び企業行動規範をはじめとするコンプライアンスに係る規程等の周知徹底を継続する。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置・運営し、コンプライアンスに関する体制・重要事項・推進方法等を審議するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓蒙活動を実施する。
- ③ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を適切に評価、報告する体制を整備し、運用する。

- ④ 業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査を実施し、内部統制システムの整備状況・適切性・有効性を監視する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築・整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を取締役会規則等の社内規程に基づき、検索可能かつ適切な方法により保存・管理する。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理方針及びリスク管理規程を制定し、企業価値や会社の持続的な発展を脅かすリスクに対する的確な把握、適切なコントロール、未然防止に対応する体制を構築・整備する。
- ② 損失の危険管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置・運営し、重大リスクに対する責任部署のリスクマネジメントを管理・監督するとともに、その実施内容・結果とシステムの有効性を評価し、必要に応じて是正・改善を指導する。
- ③ 会社に重大な影響を及ぼすおそれがある不測の事態が発生した場合は、危険管理規程に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応を行い、総合対策・復旧策の統制等により、損害の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役等で構成する経営会議において、経営の重要事項の審議、各部門の業務執行状況の把握を行い、迅速かつ的確な意思決定と情報の共有化を図る。
- ② 経営会議その他の会議において、中期計画、年度計画及び予算の進捗状況を確認し、所要の対策を決定する。

(5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するために「経営理念」、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」及び「企業行動規範」を当社及び子会社で共有化するとともに、その周知徹底を図る。
- ② 当社の海外事業を統括する取締役及び子会社取締役は、定期的に業務執行状況・経営成績等について当社取締役会へ報告するとともに、経営上のリスク発生懸念等の重要事項については事前に報告し協議する。
- ③ 当社は、事業年度ごとの当社及び子会社の経営目標を定め、経営会議で承認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置する。
- ② 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- ③ 当該使用人は監査役の指揮命令を優先して従事するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、定例的に監査役又は監査役会に提出すべき議事録、稟議書その他の書類を定める。
- ② 当社取締役会に報告された事項を除き、次の事実を認めた当社及び子会社の取締役及び使用人は、直ちにそれを監査役に報告するものとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 不正行為又は法令、定款に違反する重大な行為
 - ・ 重大な事故・災害等の発生
- ③ 上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当該報告者に通知する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務に必要なでないと立証できる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、定期的に経営方針、経営の課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査環境、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の認識と理解を深めるものとする。
- ② 監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができるものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、従業員のコンプライアンスに基づく行動に資するための「コンプライアンス事例集」を編集し、全従業員に配布するとともに周知を図っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度4回開催）、当事業年度は、主としてコンプライアンス委員を対象にコンプライアンス研修を実施（当事業年度3回開催）いたしております。
- ② 新たに入社した従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施いたしております。
- ③ コンプライアンスホットラインを設置し運用しております。

(2) リスク管理体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるリスク管理委員会を設置しており、潜在リスクの抽出、評価、予防・対応策の検討などを行っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度4回開催）、当事業年度は、特に被災時対応として作成した「BCP（事業継続計画）」のメンテナンスを継続するとともにリスク管理委員を対象に研修を実施（当事業年度1回開催）いたしております。
- ② 当社を取り巻くリスクを再整理し、対応等を協議いたしました。

(3) 当社グループの経営管理体制

- ① 当社及び子会社の重要な業務執行については、当社取締役会の承認を受けております。
- ② 海外担当取締役から、取締役会において定期的又は必要に応じて適宜（当事業年度3回）グループ会社の業績、その他業務執行状況を報告しております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は監査役4名も出席のうえ、原則として月1回開催（当事業年度14回開催）し、各部門の業務執行状況の報告の他、取締役会規則に基づく重要事項の報告及び決議・承認を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は原則として月1回開催（当事業年度14回開催）し、監査に関する重要事項についての報告・協議を行っております。
- ② 常勤監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ③ 監査役は、社外取締役、会計監査人と、さらに、常勤監査役については内部監査室とも意見交換を行い監査の実効性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,347,616
現金及び預金	2,265,031
受取手形及び売掛金	2,474,234
電子記録債権	1,256,551
商品及び製品	454,515
仕掛品	535,896
原材料及び貯蔵品	212,563
その他	149,823
貸倒引当金	△1,000
固定資産	10,544,175
有形固定資産	7,618,198
建物及び構築物	1,556,576
機械装置及び運搬具	3,473,107
土地	2,502,499
リース資産	8,127
建設仮勘定	19,889
その他	57,998
無形固定資産	29,409
投資その他の資産	2,896,567
投資有価証券	2,404,869
その他	494,747
貸倒引当金	△3,050
資産合計	17,891,791

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,089,296
支払手形及び買掛金	1,273,891
電子記録債務	1,497,936
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	1,020,000
リース債務	7,582
未払法人税等	25,181
未払消費税等	60,286
賞与引当金	116,000
その他	738,419
固定負債	3,789,829
長期借入金	2,670,000
リース債務	1,196
繰延税金負債	512,447
退職給付に係る負債	382,542
役員退職慰労引当金	208,164
その他	15,478
負債合計	8,879,125
(純資産の部)	
株主資本	8,099,144
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
利益剰余金	3,664,810
自己株式	△711,990
その他の包括利益累計額	863,242
その他有価証券評価差額金	1,007,767
繰延ヘッジ損益	△332
為替換算調整勘定	98,555
退職給付に係る調整累計額	△242,747
非支配株主持分	50,278
純資産合計	9,012,665
負債純資産合計	17,891,791

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	11,819,494
売上原価	9,877,142
売上総利益	1,942,352
販売費及び一般管理費	1,918,624
営業利益	23,727
営業外収益	
受取利息	6,447
受取配当金	42,983
持分法による投資利益	2,231
その他	6,241
営業外費用	
支払利息	54,470
為替差損	15,648
その他	125
経常利益	11,387
特別利益	
固定資産売却益	186
投資有価証券売却益	106,552
特別損失	
固定資産売却損	165
固定資産除却損	7,334
税金等調整前当期純利益	110,625
法人税、住民税及び事業税	38,358
法人税等調整額	△1,305
当期純利益	73,572
非支配株主に帰属する当期純損失	2,249
親会社株主に帰属する当期純利益	75,822

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,224,500	2,901,824	3,677,069	△711,990	8,111,404
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△88,081		△88,081
親会社株主に帰属する当期純利益			75,822		75,822
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△12,259	—	△12,259
当連結会計年度末残高	2,224,500	2,901,824	3,664,810	△711,990	8,099,144

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,336,486	△796	71,389	△197,435	1,209,644	49,499	9,370,547
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△88,081
親会社株主に帰属する当期純利益							75,822
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△328,719	463	27,165	△45,311	△346,401	778	△345,622
当連結会計年度変動額合計	△328,719	463	27,165	△45,311	△346,401	778	△357,882
当連結会計年度末残高	1,007,767	△332	98,555	△242,747	863,242	50,278	9,012,665

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	TOIN (THAILAND) CO., LTD. TOIN VIETNAM CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
主要な会社等の名称	Printing Solution Co., Ltd.

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のPrinting Solution Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、同決算日現在の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のTOIN (THAILAND) CO., LTD.及びTOIN VIETNAM CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券 時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法による原価法
ロ. デリバティブ	時価法
ハ. たな卸資産 商品、製品、仕掛品	当社及びTOIN (THAILAND) CO., LTD.は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） TOIN VIETNAM CO., LTD.は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料、貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）	当社は定率法、連結子会社は定額法 ただし、柏第三工場、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 8～38年 機械装置及び運搬具 4～10年
ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

ハ、リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象……借入金の金利

ハ、ヘッジ方針

変動金利を固定金利に変換する目的で利用しております。

二、ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される状態が引き続き認められることを定期的に確認しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ、重要な外貨建の資産

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

又は負債の本邦通貨

への換算基準

ハ、消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,012,469千円
機械装置及び運搬具	1,474,828千円
土地	1,825,673千円
合 計	4,312,972千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	1,020,000千円
長期借入金	2,670,000千円
合 計	3,690,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,686,946千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,377,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(i) 2019年6月27日開催の第71期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	62,915千円
1株当たり配当金額	12円50銭
配当の基準日	2019年3月31日
配当の効力発生日	2019年6月28日

(ii) 2019年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	25,166千円
1株当たり配当金額	5円00銭
配当の基準日	2019年9月30日
配当の効力発生日	2019年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年6月26日開催の第72期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	37,749千円
1株当たり配当金額	7円50銭
配当の基準日	2020年3月31日
配当の効力発生日	2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、弁済日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④ 会計方針に関する事項 ④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権については、与信管理ルールに従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。
デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。
- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建ての営業債権債務について、同じ外貨建ての債権債務のリスクは相殺され、その相殺の範囲を超える金額は少額であるため、リスクは僅少であると認識しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。
- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①現金及び預金	2,265,031	2,265,031	—
②受取手形及び売掛金	2,474,234	2,474,234	—
③電子記録債権	1,256,551	1,256,551	—
④投資有価証券	2,171,606	2,171,606	—
資産計	8,167,423	8,167,423	—
①支払手形及び買掛金	1,273,891	1,273,891	—
②電子記録債務	1,497,936	1,497,936	—
③短期借入金	350,000	350,000	—
④長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,690,000	3,683,940	△6,059
負債計	6,811,827	6,805,767	△6,059
デリバティブ取引（※）	(478)	(478)	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（2020年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時 価 （千円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	42,000	18,000	△478
合 計			42,000	18,000	△478

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券 非上場株式	233,263

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	2,265,031	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,474,234	—	—	—
電子記録債権	1,256,551	—	—	—
合計	5,995,817	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,020,000	965,000	730,000	537,500	367,500	70,000

5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,780円64銭
- ② 1株当たり当期純利益 15円06銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	6,893,589
現金及び預金	1,861,128
受取手形	548,706
電子記録債権	1,256,551
売掛金	1,836,483
商品及び製品	426,967
仕掛品	518,261
原材料及び貯蔵品	147,255
前払費用	66,448
その他	232,787
貸倒引当金	△1,000
固定資産	10,932,219
有形固定資産	6,759,794
建物	1,190,727
構築物	23,348
機械及び装置	2,965,037
車両運搬具	17,471
工具、器具及び備品	48,573
土地	2,502,499
リース資産	6,236
建設仮勘定	5,900
無形固定資産	29,272
ソフトウェア	24,497
電話加入権	3,524
その他	1,250
投資その他の資産	4,143,152
投資有価証券	2,174,006
関係会社株式	166,845
関係会社出資金	1,116,710
関係会社長期貸付金	272,500
長期前払費用	65,545
その他	350,594
貸倒引当金	△3,050
資産合計	17,825,808

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,023,402
支払手形	542,790
電子記録債務	1,497,936
買掛金	685,866
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	1,020,000
リース債務	6,225
未払金	167,831
未払費用	202,343
未払法人税等	25,181
未払消費税等	60,286
預り金	52,331
賞与引当金	116,000
その他	296,611
固定負債	3,529,712
長期借入金	2,670,000
リース債務	1,196
繰延税金負債	495,077
退職給付引当金	139,794
役員退職慰労引当金	208,164
その他	15,478
負債合計	8,553,114
(純資産の部)	
株主資本	8,265,259
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
資本準備金	2,901,800
その他資本剰余金	24
利益剰余金	3,830,924
利益準備金	369,000
その他利益剰余金	3,461,924
固定資産圧縮積立金	257,480
別途積立金	2,400,000
繰越利益剰余金	804,444
自己株式	△711,990
評価・換算差額等	1,007,434
その他有価証券評価差額金	1,007,767
繰延ヘッジ損益	△332
純資産合計	9,272,694
負債純資産合計	17,825,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,018,558
売上原価		9,299,475
売上総利益		1,719,083
販売費及び一般管理費		1,774,445
営業損失		55,362
営業外収益		
受取利息	10,122	
受取配当金	51,186	
その他	6,071	67,380
営業外費用		
支払利息	53,583	
その他	2,133	55,717
経常損失		43,699
特別利益		
固定資産売却益	186	
投資有価証券売却益	106,552	106,738
特別損失		
固定資産売却損	165	
固定資産除却損	6,970	7,135
税引前当期純利益		55,903
法人税、住民税及び事業税	38,358	
法人税等調整額	△1,694	36,664
当期純利益		19,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,244,500	2,901,800	24	2,901,824	369,000	264,058	2,400,000	866,708	3,899,767	△711,990	8,334,101
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△6,578		6,578	—		—
剰余金の配当								△88,081	△88,081		△88,081
当期純利益								19,239	19,239		19,239
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△6,578	—	△62,264	△68,842	—	△68,842
当期末残高	2,244,500	2,901,800	24	2,901,824	369,000	257,480	2,400,000	804,444	3,830,924	△711,990	8,265,259

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損	繰延ヘッジ益	評価・換算差額等	
当期首残高	1,336,486		△796	1,335,690	9,669,792
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△88,081
当期純利益					19,239
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△328,719		463	△328,255	△328,255
当期変動額合計	△328,719		463	△328,255	△397,098
当期末残高	1,007,767		△332	1,007,434	9,272,694

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 総平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、柏第三工場、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象……借入金の金利
変動金利を固定金利に変換する目的で利用しております。
- ③ ヘッジ方針 ヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される状態が引き続き認められることを定期的に確認しております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物	1,012,469千円
機械及び装置	1,474,828千円
土地	1,825,673千円
合 計	4,312,972千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,020,000千円
長期借入金	2,670,000千円
合 計	3,690,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,112,900千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の輸入信用状取引に対し債務保証を行っております。
TOIN VIETNAM CO., LTD. 7,435千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	194,848千円
② 長期金銭債権	272,500千円
③ 短期金銭債務	3,279千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売 上 高	132,794千円
② 仕 入 高	22,087千円
③ 営業取引以外の取引高	18,151千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,344,253株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,239千円
賞与引当金	35,496千円
役員退職慰労引当金	63,698千円
退職給付引当金	42,777千円
会員権評価損	36,938千円
その他	34,616千円
繰延税金資産小計	214,765千円
評価性引当額	△151,967千円
繰延税金資産合計	62,797千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△113,528千円
その他有価証券評価差額金	△444,346千円
繰延税金負債合計	△557,875千円
繰延税金負債の純額	△495,077千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万ドン)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	TOIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム 社会主義 共和国 (ビンズン省)	236,030	製造業	(所有) 直接100.0	製品・資材の 売 買 資 金 援 助 役員 の 兼 任	—	—	貸付金	432,500
							貸付の利息	9,948	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 貸付金の利率は、市場金利を勘案し決定しております。
- ② 貸付金の返済期限は、2024年6月30日であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,842円29銭
- ② 1株当たり当期純利益 3円82銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 近田直裕 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーイン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 近田直裕 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーイン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

トーイン株式会社 監査役会

常勤監査役 埴淵正伯 ㊞
社外監査役 友原征夫 ㊞
社外監査役 山本昌平 ㊞
監査役 平澤勝敏 ㊞

以上

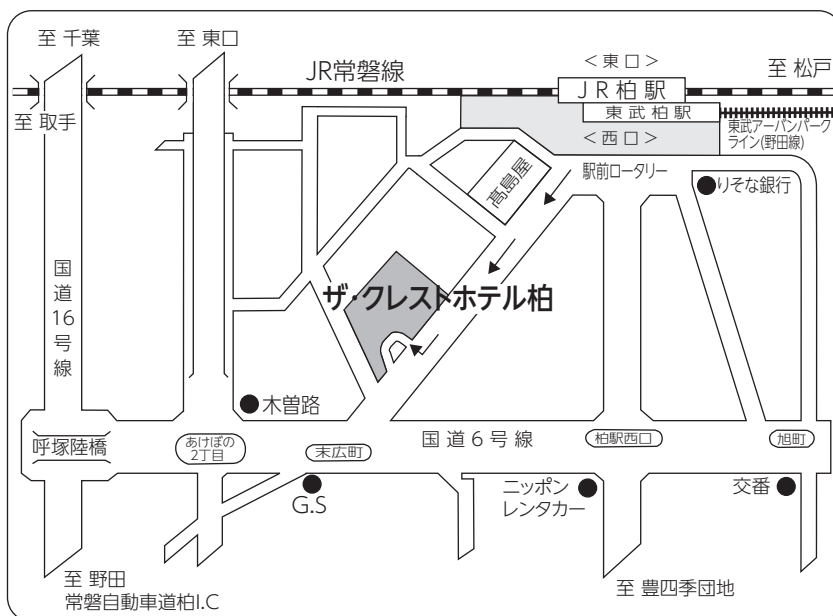
定時株主総会会場ご案内図

会場

ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
千葉県柏市末広町14-1 TEL (04) 7146-1111

交通

JR常磐線、千代田線、東武アーバンパークライン（野田線）
柏駅下車 西口より徒歩2分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。